

事 務 連 絡
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉関係事務ご担当者 様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健福祉法制度周知用ポスター及びリーフレットの配布について（協力依頼）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 47 号）が平成 26 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、今般、医療保護入院制度が変わったことを周知するためのポスター及びリーフレットを作成し、配布することとしております。

つきましては、保健所、精神保健福祉センター等の行政機関や精神科病院等へのポスター掲示や各窓口等でのリーフレットの設置・配布をお願い致します。

特に精神科病院におきましては、主に「保護者制度が廃止されたこと」、「医療保護入院の方への退院支援が制度化されたこと」について、医療保護入院者全員への周知が行われるよう、医療保護入院者全員にリーフレットを配布し、全病棟にポスターを掲示する等、広く周知を図っていただきますようお願い致します。

当省としては、ポスターの掲示及びリーフレットの配布を通じて医療保護入院者に対して広く周知が図られることは重要なことだと考えているため、平成 26 年度に実施する公衆衛生関係行政事務指導監査においては、その周知の状況についても併せて確認させていただくこととしております。また、各都道府県・指定都市におかれましても、実地指導時にポスターの掲示等を通じた周知が図られているか併せて確認いただくなど、制度周知への特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

なお、ポスター及びリーフレットは、直接配送業者より各都道府県精神保健福祉担当課あて送付させていただきますことをご承知おき下さい。

【本件照会先】

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
精神医療係 佐藤
TEL:03-5253-1111（内線3058）